

総務委員会・分科会 会議記録

- 1 期 日 令和元年12月13日（金）
午前9時26分 開会
午前11時49分 閉会
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 委員長 伊藤 仁
副委員長 奥村 忠俊
委員 足田 仁司、石津 一美、
岡本 昭治、木谷 敏勝、
嶋崎 宏之
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明員 （別紙のとおり）
- 6 傍聴議員 なし
- 7 事務局職員 主幹兼議事係長 佐伯勝巳
- 8 会議に付した事件 （別紙のとおり）

総務委員長・分科会長 伊藤 仁

総務委員会（分科会）次第

2019年12月13日（金） 9：30～
第1委員会室

1 開会

2 委員長あいさつ

3 協議事項

(1) 付託・分担案件の審査について〈3頁〉

ア 委員会審査

イ 分科会審査

(2) 意見・要望のまとめについて

ア 委員会意見・要望のまとめ

イ 分科会意見・要望のまとめ

(3) 管外行政視察研修について〈4頁〉

ア 日程： 月 日（ ）～ 月 日（ ）の2泊3日

イ 内容： _____

(4) 閉会中の継続審査申出について〈7頁〉

4 報告事項

(1) 第4次行財政改革大綱（案）について

5 その他

6 閉会

令和元年第4回豊岡市議会（定例会）議案付託表

【総務委員会】

- 報告第20号 専決処分したものの報告について
- 専決第14号 損害賠償の額を定めることについて
- 専決第15号 損害賠償の額を定めることについて
- 第104号議案 訴えの提起について
- 第105号議案 豊岡市立交流センター「豊岡稽古堂」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第106号議案 豊岡市地域コミュニティに関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第130号議案 豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第144号議案 豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第145号議案 豊岡市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第163号議案 豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第164号議案 豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

予算決算委員会付託議案に係る分科会分担表

【総務分科会】

- 第154号議案 令和元年度豊岡市一般会計補正予算（第4号）
- 第165号議案 令和元年度豊岡市一般会計補正予算（第5号）

※ 第154号議案及び第165号議案中の人件費関係分は、総務分科会に一括分担する。

令和元年度 豊岡市議会総務委員会名簿

令和元年12月13日

【総務委員】

委員長	伊藤 仁
副委員長	奥村 忠俊
委員	足田 仁司 石津 一美 岡本 昭治 木谷 敏勝 嶋崎 宏之

7名

【説明員】

議会事務局	
議会事務局長	松本 幹雄
議会事務局次長	宮本 ゆかり
政策調整部	
政策調整部長	塚本 繁樹
政策調整部参事 (行財政改革担当)	正木 一郎
政策調整部次長兼公共施設マネジメント推進室長	土生田 哉
秘書広報課長	山口 繁樹
秘書広報課参事	和田 征之
政策調整課長	井上 靖彦
財政課長	畑中 聖史
防災監	宮田 索
防災課長	原田 泰三
総務部	
総務部長（会計管理者）	成田 寿道
総務部次長兼ワークイノベーション推進室長	上田 篤
総務課長	安藤 洋一
総務課参事	宮代 将樹
ワークイノベーション推進室参事	岸本 京子
人事課長	山本 尚敏
人事課参事	小川 琢郎
情報推進課長	中奥 実

地域コミュニティ振興部	
コミュニティ政策課長	土生田 祐子
市民生活部	
税務課長	安達 央
城崎振興局	
地域振興課長	谷垣 一哉
竹野振興局	
地域振興課長	福井 正幸
日高振興局	
地域振興課長	和藤 達也
出石振興局	
地域振興課参事	村上 忠夫
但東振興局	
地域振興課長	大石 英明
会計課	
会計課長	三笠 孔子
消防本部	
消防長	松岡 勇人
消防本部次長兼総務課長	梶田 貴行
豊岡消防署長兼警防課長	吉谷 洋司
予防課長	丸谷 正人
総務課参事	中地 修
選挙管理委員会・監査委員事務局	
選管監査事務局長	宮岡 浩由

【説明補助員】

地域コミュニティ振興部
コミュニティ政策課長補佐 太田垣健二

29名

【担当事務局職員】

議会事務局主幹兼議事係長	佐伯 勝巳
--------------	-------

計 37名

午前9時26分 委員会開会

○委員長（伊藤 仁） 定刻には5分ほど早いですが、けれども、議案審査時間をしっかりと保とうと思いますので、早いですけど、始めさせていただきます。

私もこの委員会を担当して、きょうが初めての議案審査ということになりますので、ふなれな点ありましたら、ご容赦いただきたいと思います。

きょう、委員会終了後、委員会報告、分科会の報告等で意見集約をしなければなりませんので、委員の皆さんも質疑等、しっかりとしていただけたらなというふうに思っております。

まず、当局から説明補助員としてコミュニティ政策課の太田垣課長補佐から出席をしたいとの申し出がありましたので、許可いたしております。ご了承願います。

続いて、議会だよりの掲載のため、事務局が委員会の様子を撮影することをご了承願います。

本日、議事の進行についてでございますが、総務委員会審査と予算決算委員会に係る総務分科会審査を適宜切りかえて行ってまいります。

また、議案審査の後、議事順序を変更して報告事項を議題といたしますので、ご協力をお願い申し上げます。

委員の皆さんは、総務委員会次第とは別に、審査のための資料を配付しております。それぞれ右肩に20-14といったような議案番号を記載いたしておりますので、それを見ながら審査をお願いいたします。

以上のとおり、本日よろしくようお願い申し上げます。

それでは、これより3、協議事項に入ります。

（1）付託・分担案件の審査について、ア、委員会審査に入ります。

議案審査は次第に記載しておりますとおり、まず委員会審査を行い、次に分科会審査を行います。委員の皆さん、並びに当局の皆さんは、質疑、答弁に当たりましては、くれぐれも要点を押さえ、簡潔明瞭に行っていただき、スムーズな議事進行にご協力をお願いいたします。

なお、委員会及び分科会の発言は、委員長、分科

会長の指名の後、マイクを使用して、課名と名前を名乗ってから行っていただきますようお願いいたします。

また、議案の説明に当たりましては、資料のページ番号をお知らせください。

まず、報告第20号、専決処分したものの報告について、専決第14号及び専決第15号、損害賠償の額を定めることについてほか1件を一括議題といたします。

まず、専決第14号について説明を願います。

畑中財政課長。

○財政課長（畑中 聖史） それでは、議案書の2ページをごらんいただきたいと思います。2ページでございます。専決第14号でございます。損害賠償の額を定めることについてをご説明いたします。

本件は、令和元年8月25日の日曜日ですが、午後2時30分ごろに発生した物損事故でございます。令和元年11月18日付で専決処分したものでございます。

概要につきましては、城崎町湯島地内の市が保有する保安林におきまして、自生しておりました枯れた竹が落下してきて、その下にある旅館の駐車場に駐車中の自動車のフロントガラスとルーフ部分が損傷したものでございます。賠償額は記載のとおり、47万1,395円、相手方は記載のとおりとなっております。

今後は、再発防止に向け、検討を進めてまいりたいと思っておりますので、格別のご理解をお願いしたいと思います。

お手元にお配りしております資料、写真つきのものであろうかと思います。それが、位置図とその車の状況を示している資料でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（伊藤 仁） 続いて、専決第15号について説明を願います。

中奥情報推進課長。はい、どうぞ。

○情報推進課長（中奥 実） 3ページをごらんください。専決第15号、損害賠償の額を定めることについてをご説明いたします。

本件は、令和元年10月16日午後4時40分ごろ、豊岡市日高町土居402番17付近において発生した交通事故について、11月13日付で専決処分したものです。相手方は記載のとおりで、損害賠償額は13万3,199円です。

事故の概要につきましては、お配りしております別紙資料の報告第20号、専決第15号をごらんください。位置図につきましては、先ほど言いました日高町の土居の402番地17です。事故の現場図ですが、公用車は左の土居の踏切から市道池上日吉線へ左折を行うときで、相手方が市道池上日吉線を豊岡方面から日高方面に來られて右折するときに起こった事故ということになります。

今後は、車両の発進時の前方左右の確認はもとより、さらなる安全運転の徹底を図ってまいりたいと思っております。格別のご理解をお願いいたします。

説明は以上です。

○委員長（伊藤 仁） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

嶋崎委員。

○委員（嶋崎 宏之） 専決第14号、例の城崎の旅館での、これ前も1回ありましたよね、直近に。これ保安林なんで、これが悪さをしてくてるような状況なんで、もう旅館の方にも何とか、前にもあったことなんで。2回3回あっても、そのたびにこういってあるということは予測もできるし、車の置き方を考えてもらうっていうのも無理なことなんで。この保安林の処置は何か善処できないものかどうか。その辺ちょっとわかる範囲で答弁お願いします。

○委員長（伊藤 仁） 答弁願います。

はい、どうぞ。

○財政課長（畑中 聖史） なかなか面積も広うございまして、言いわけになってしまいますが、全体的にきれいにすること、なかなか難しい状況でございます。先般も会派勉強会のときにもご指摘をいただきまして、本当に二度も三度も同じことを繰り返さないようにということでおしかりを受けたところではございますが、なかなか事後の対処に

なっておりまして申しわけないんですけども、今後は目を光らせていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○委員長（伊藤 仁） 嶋崎委員。

○委員（嶋崎 宏之） 広い範囲に及ぶ山なんだけれども、この部分だけが特に、駐車場になってて、この部分だけでも何か、危なそうな、リスクの高いものはちょっと、いろいろ役所的なあれもあるでしょうけれども、その辺だけでも、この駐車場にかかるぐらいのところまではバッファゾーン並みにちょっときれいにできんかなという、そういう思いでちょっと言ったんですけどね。

○委員長（伊藤 仁） 答弁願います。

○財政課長（畑中 聖史） 先ほど、申し上げるの漏らしておりました。今回の事故が起きまして、すぐに目立つ枯れた竹は撤去しましたし、伐採もいたしました。前回のときも同じことをして3年ほどたっておるんですけども、対処はしておりますのと、今後も目を光らせて、早目に危ないものがありましたら、伐採等行っていきたいと思っております。申しわけありません。

○委員（嶋崎 宏之） また早目の処置、よろしくお願いします。

○委員長（伊藤 仁） ほかがございませんか。
岡本委員。

○委員（岡本 昭治） 専決第15号の件なんですけれども、事故現場の位置図を見ると、当たったのは停車中なんですけど、ここ結構広い場所ですよ、当たったところ自体はですね。だから、相手方がどの辺にとまってたのか。この広いところでいくと、相手方にも何か責任あるような感じも見受けられるんですけども、それが1点と、これ土居の踏切のところで、ふだんあんまり通ったらあかんとこじゃないですか、この地図見てたらね。だから、問いたくはなるんですけど……。あんまりこういうところも通らんほうがいいのかなと思っておりますけど、その辺はちょっとどうでしょうか。

○委員長（伊藤 仁） 答弁願います。
どうぞ。

○情報推進課長（中奥 実） 確かに市道池上日吉線は広がっております。事故が起こったときには、相手方車両が右折のため停車していたところを、うちの公用車が直進して接触事故を起こしたという状況になっております。

ここの土居の踏切も狭くなってるんですけども、結構通行量の多いところで、ふだんはもうちょっと手前の正規の踏切でここに行くんですけども、ついつい、この職員に聞いたところ、結構ここ通るということを知りまして、ということで、今回こういう事故を起こしてしまいました。

○委員長（伊藤 仁） 岡本委員。

○委員（岡本 昭治） 事故とは直接関係ないかもわからんですけど、また広いところを通るようにしてください。

○委員長（伊藤 仁） ほかはございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） 質疑を打ち切ります。

特にご異議がありませんので、報告第20号、専決第14号及び専決第15号は、いずれも了承すべきものと決定しました。

次に、第104号議案、訴えの提起についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

村上出石振興局地域振興課参事。お願いします。

○出石振興局地域振興課参事（村上 忠夫） 議案書の25ページをごらんいただきたいと思います。第104号議案、訴えの提起についてご説明いたします。

本案につきましては、出石庁舎南側の駐車場及び隣接します市道用地内の土地2筆につきまして、時効取得を原因とします所有権移転登記手続を求めて訴えを提起しようとするもので、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものです。

当該土地につきましては、旧出石町が昭和18年に竣工しました弘道国民学校、現在の弘道小学校のことですけれども、その校舎の用地及び町道用地として買収して占有を開始し、その後、弘道小学校の移

転、さらに庁舎の建設を経て現在に至るまで継続して占有しておりますが、何らかの事情によりまして所有権移転登記が未了となっているという状況でございます。登記名義人はもう既に死亡しておりまして、相続人も存在しないということから、登記名義人の相続財産管理人を相手方とした訴訟手続により所有権移転登記を進めようとするものでございます。

なお、訴訟に関します取り扱いについて、控訴、上告、和解等、この訴訟に関する全ての事項の実施については、市長に一任することとしております。

その他詳細につきましては、記載のとおりです。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（伊藤 仁） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

嶋崎委員。

○委員（嶋崎 宏之） 前にも、あるいは委員会でも言ったと思うんですけども、どうしても以前から例えばグラウンドの一部だったり、小学校のグラウンドだったり、駐車場だったりいうところに、市内全域に結構民地がそのまま残っていると。所有権移転もされずに残ってるんで、1回ちょっと総ざらいをして、その辺速やかに手を打ってというふうな話を前もしたと思うんですけども、その辺の動きっていうのはちゃんとされてるんでしょうか、これに関連して。

○委員長（伊藤 仁） 答弁願います。

はい、どうぞ。

○財政課長（畑中 聖史） ご指摘のとおり、そういった既に公共施設が建っている場所に民地のまま登記がされずに、変更されずに残ってところが、幾つかはあるように聞いております。今後、普通財産に変わってから、そういった例えば里道水路なんかを廃止しようとする、なかなか難しい問題があったりすることもありますので、行政財産のうちにそういうのを調べて、迎えるような体制づくりも今後検討していきたいと考えております。以上でございます。

○委員（嶋崎 宏之） そういう方向でしっかりやっ
てください。

○委員長（伊藤 仁） ほかがございませんでしょう
か。

質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） 討論を打ち切ります。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決すべき
ものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） ご異議なしと認めます。よ
って、第104号議案は、原案のとおり可決すべき
ものと決定しました。

次に、第105号議案、第106号議案及び第1
30号議案、豊岡市立交流センター「豊岡稽古堂」
の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例制定についてほか2件を一括議題といたします。

なお、説明、質疑は一括で行い、討論、表決は個
別で行いますので、ご了承願います。

まず、第105号議案について説明を求めます。

安藤総務課長。

○総務課長（安藤 洋一） 今議会に提出しておりま
す施設の使用料の見直しを行うための条例の一部
を改正する条例制定に係る議案は39件ございま
すが、そのうち総務委員会付託議案としては3件ご
ざいます。最初に、今回、市有施設の使用料の見直
しに際して考慮した事項についてご説明いたしま
す。

6項目ございます。まず1つ目です。消費税率引
き上げ分を使用料に転嫁すること。2つ目、スポー
ツ施設として大規模改修等によって提供されるサ
ービスの質が向上した施設について、近隣市の施設
料金を参考にすること。3つ目として、経営改善の
ために指定管理者から強い要望があること。来館者
の多くは観光客であり、市民センターの高齢者利用
は少数であるため、市民への影響は小さいこと。そ
れから、一部の施設にのみ高齢者減免が存在する、
その3つの理由から、65歳以上の高齢者減免を廃

止する施設を整理すること。4つ目です。有料施設
におけるクールスポット減免を廃止すること。5つ
目として、スポーツ施設の市外利用者の加算は、現
行のとおり1.5倍に据え置く。また、それ以外の
施設で市外利用者の加算を追加する場合、1.5倍
にとどめること。6つ目です。温泉、キャンプ場
については、指定管理者と協議の上、今後の施設運
営を踏まえた利用料の上限額とすること。以上6つ
の点を考慮して、使用料の見直しを行っております。

27ページをごらんください。第105号議案、
豊岡市立交流センター「豊岡稽古堂」の設置及び管
理に関する条例の一部を改正する条例制定につい
てご説明いたします。

本案は、第3次行政改革大綱における受益者負担
の適正化に伴い、豊岡稽古堂の使用料を引き上げる
ため、改正するものでございます。

29ページの条例案要綱で説明いたします。本施
設の使用料引き上げについては、先ほど申し上げま
した6項目のうち、一番最初に説明いたしました消
費税率引き上げ分を使用料に転嫁することといた
しました。消費税が5%から8%に引き上げられた
際には使用料の見直しを行っておりませんでした
ので、今回、10%に引き上げられたことに伴い、
4.8%相当引き上げるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1
日から施行することとし、施行日以降に許可を受け
る使用について適用し、同日前に許可を受けている
使用については、なお従前の例によることといたし
ます。

30ページに新旧対照表を掲載しておりますの
で、ご清覧ください。

説明は以上です。

○委員長（伊藤 仁） 次に、第106号議案につ
いて説明を求めます。

土生田コミュニティ政策課長。

○コミュニティ政策課長（土生田祐子） 31ページ
をごらんください。第106号議案、豊岡市地域コ
ミュニティに関する条例等の一部を改正する条例
制定についてご説明申し上げます。

理由といたしましては、第3次行政改革大綱における受益者負担の適正化に伴い、コミュニティ活動等の施設の使用料に係る単位面積当たりの単位の平準化を図る等の改定をするためです。

続きまして、41ページの条例案要綱をごらんください。各地域コミュニティセンターで料金水準に大きな差が見られたことから、統一的な単価を設定し、使用料を見直すこととしたものです。

1、改正の内容ですけれども、（1）豊岡市地域コミュニティに関する条例は19館、（2）豊岡市立多目的集会施設の設置及び管理に関する条例は7館、（3）豊岡市立日高農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例は1館、（4）豊岡市立基幹集落センターの設置及び管理に関する条例は2館となっております。

附則といたしまして、（1）この条例は令和2年4月1日から施行すること。（2）としまして、この条例の改正後のそれぞれの条例の使用につきましては、この条例の施行日以降に使用許可を受ける者の使用について適用し、同日前に使用許可を受けている者の使用料については、なお従前の例によるということにしております。

42ページをごらんください。42ページから55ページまでは、それぞれの新旧対照表を添付しております。

どうぞよろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（伊藤 仁） 続いて、第130号議案について説明を求めます。

谷垣城崎振興局地域振興課長。

○城崎振興局地域振興課長（谷垣 一哉） 議案書の191ページをお開きください。第130号議案、豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

理由でございますけれども、下段にありますとおり、第3次行政改革大綱における受益者負担の適正化に伴いまして、城崎市民センター、出石市民ホール、但東市民センター等の使用料の引き上げ等の改

正を行うためでございます。

内容につきましては、194ページの条例案要綱をごらんください。1の（1）でございます。城崎市民センターにつきましては、集会室の使用料を引き上げ、施設の区分の大会議室1及び大会議室2を一つの区分とする大会議室に改め、相談室及び会議室を廃止することとしております。

（2）につきましては、出石市民センターのホールの使用料、（3）では、出石多目的ホールの多目的ホール及び多目的室の使用料をそれぞれ引き上げることとしております。

（4）では、但東市民センターのホール及び附属設備の使用料を引き上げ、ホールを練習または準備に使用する場合の使用料の算定方法を改めることとしています。

次に、2の附則でございます。（1）で、施行期日は令和2年4月1日といたしております。（2）では、経過措置を規定しております。

次に、195ページの新旧対照表をごらんください。別表第1は城崎市民センター、その下の別表第2は出石市民ホール、次のページの別表第3は出石多目的ホール、その下の別表第4は但東市民ホールに係る規定で、それぞれアンダーラインを引いておりますところが改正部分となっております。

使用料につきましては、全ての施設で引き上げ、備考欄につきましては、所要の改正を行っておりますので、ご確認いただきたいと思います。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（伊藤 仁） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

石津委員。

○委員（石津 一美） この地域コミュニティの件に関しまして、ざっくりでいいんですけども、大体割合としたり、どのくらい使われてるかなと思ひまして。そういう会議室も。

○委員長（伊藤 仁） 利用状況ですか。

○委員（石津 一美） はい、利用状況ですね。ざっくりで結構です。

○委員長（伊藤 仁） 答弁願います。

○コミュニティ政策課長（土生田祐子） 利用状況はさまざまです。特に利用の多いのは日高の農改センター、コミュニティですね。とか豊岡のコミュニティ、それから、五荘のコミュニティとなっています。ほかの施設につきましては、それぞれコミュニティの活動とか地域の利用に応じて異なりますので、少ない地域もあります。

○委員長（伊藤 仁） 石津委員。

○委員（石津 一美） ちょっと一言、市民の方からは、ちょっと声を聞いたので、少しだけ言わせていただくと、多目的ホールとか、みんなでくつろげる場所、集まるときにちょっと行きにくいとか、ちょっと入りにくい、そういう声をちょっとたまに聞きます。だから、もう少し入りやすいというか、そういうふうな形はとられてるのかなと思ひまして、はい。ちょっと行きにくい方に関しては、どういふふうな対応されてるかなと思ひまして、はい。

○委員長（伊藤 仁） 答弁願います。

○コミュニティ政策課長（土生田祐子） 今までの公民館の事業と異なりまして、さまざまな活動をされておりますので、どういふご意見があつて、入りにくいと言つておられるのかはちょっとわからないですけれども、コミュニティでもコミュニティだよりを毎月出させていただいて、このような活動をしているのでというご案内もしておりますので、議員のほうからも、全然そんな入りにくいことないですよといういふPRをしていただけると助かります。

○委員長（伊藤 仁） 石津委員。

○委員（石津 一美） 私もまたよく参加するようにさせてもらいますので、お願いします。以上です。

○委員長（伊藤 仁） ほかがございませんでしょうか。

岡本委員。

○委員（岡本 昭治） ちょっと1点確認なんですけれども、コミュニティセンターの特に料金表を見ても、日高のところがなくて、それを下方修正しようといふことで、多分これ下げられたんじゃないかなと思ひなんですけれども、これ将来的にはまた大体同じ

いふ金額に持っていきたいといふのか、そういう意向があるんでしょうか。

○委員長（伊藤 仁） 答弁願います。

○コミュニティ政策課長（土生田祐子） 委員ご質問のいふに、単価が異なつておりましたので、今回、それを平準化したといふことで、さらに値上げするといふわけではなくて、といふことです。

○委員長（伊藤 仁） よろしいですか。

岡本委員。どうぞ。

○委員（岡本 昭治） 将来的には、ほかのコミュニティと同じいふような単価に持っていく意向でございふことによろしいですか。

○委員長（伊藤 仁） 答弁願います。

○コミュニティ政策課長（土生田祐子） 面積がそれぞれの部屋で異なりますので、その差異は出ております。具体的に、事例を紹介させていただきますと、例えは城崎のコミュニティで午後6時から10時まで利用される場合、多目的ホールで850円、それから、八代地区で同じいふ規模の多目的集会施設を利用される場合、3,280円といふ格差がありました。それによつて、今回は城崎においては1,400円、八代においては1,200円といふことで、それぞれの面積規模に単価を掛けて決定しておりますので、委員おっしゃるいふことはなく、これでもいふ平準化してるとご理解いただきたいと思ひます。

○委員（岡本 昭治） はい、わかりました。

○委員長（伊藤 仁） よろしいですか。

○委員（岡本 昭治） はい。

○委員長（伊藤 仁） ほかがございませんか。

奥村副委員長。

○委員（奥村 忠俊） 今回、全面的な見直しになつておまして、総務委員会の担当の案件が出てくるわけなんですけれども、これは来年からといふことで出てきますけれども、消費税に準じるといふことが大きな理由になつてますけれどもね。どの程度、合わせると、使用料は収入として上がってくるんでしょうか。

○委員長（伊藤 仁） 答弁願います。

収入増ですか。どれぐらゐの収入増になるのかと

いうことです。答弁願います。

○財政課長（畑中 聖史） 施設によりましては、自然減といいますか、だんだん入場者、入館者、あるいは使用者が減ってるような施設もございまして、一概に約5%引き上げたからといって、その分が必ずしも使用料に反映しないというケースもあります。そういうこともありまして、正直、引き上げの部分がきっちりこれだけだ、幾らだというのはちょっとまだ出せておりません状況です。じゃあ、どうするだってところにはなるかと思うんですけども、担当課のほうにちょっと試算はお願いしてるんですけども、ちょっと粗い試算でしかなくて、公表していいのかなというところがございまして、粗いところで約200万円程度の使用料の増額になるかと考えております。これは使用料だけでございまして、指定管理者が直接収入します利用料金制で、指定管理者が直接収入する分についてはまだ、まだといいますか、計算なり、試算ができていない状況でございます。以上でございます。

○委員長（伊藤 仁） 奥村委員。

○委員（奥村 忠俊） 総務委員会だけじゃなくて、いろいろと散らばってこれが今回同じ、引き上げるという使用料の関係が出てますけどね。それはどれだけ使ってもらえるかということがありますので、それはわからないことは、もうそのとおりだと思いますけども、しかし、今、使用料を上げるわけですから、例えば今年度の予想と、それから、令和2年のこれ引き上げたことによって、全体としてはどれぐらいの差があるかということまでは出てないんですか。今、200万というふうにおっしゃったのは、それはどの分ですか。

○委員長（伊藤 仁） 答弁願います。

○財政課長（畑中 聖史） 200万円というのは、使用料を徴している施設の合計としまして、もう本当に粗い数字ではありますが、200万円程度は収入がふえるだろうということでございます。

○委員（奥村 忠俊） 全体で。

○財政課長（畑中 聖史） 全体で、はい。で、今言いましたように、指定管理施設などで利用料金制を

とってるところは、市の収入に直接入らない分については試算ができていないという状況でございます。

○委員長（伊藤 仁） 奥村副委員長。

○委員（奥村 忠俊） それでも、ここは言われたように、それぞれ違うところの分がありますね。コミュニティセンターとか、いろんなところがあると思うんですけども、そういったものも全体が今回は上がるわけでしょう、今度。そうすると、全体としてはこれぐらいになるという大体の予想の数字というのは出るんじゃないかと思うんですよ。

○委員長（伊藤 仁） いや、それが200。

○委員（奥村 忠俊） それが200万円ですか、全部で。

○財政課長（畑中 聖史） 恐らく、はい。

○委員（奥村 忠俊） 何千万円かと思った。はい、そうですか。

○委員長（伊藤 仁） よろしいですか。

○委員（奥村 忠俊） はい。

○委員長（伊藤 仁） ほかがございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） それでは、質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

それでは、討論に入ります。

まず、第105号議案について、討論はありませんか。

奥村副委員長。

○委員（奥村 忠俊） それでは、一つずつということになっておりますので、議案第105号について、反対の討論をいたします。

豊岡市交流センター「豊岡稽古堂」の設置及び管理に関する条例の一部改正ですが、改正の理由は、第3次行政改革大綱における受益者負担の適正化に伴い、使用料を引き上げるものであります。現在の使用料が適正か適正でないかの判断は難しいわけですが、資料として配付された受益者負担の適正化に係る使用料等の見直しについてを見ると、合併後の2007年の料金一斉見直し以来の大

幅な見直しとなったとあります。現在の日本の状況は格差社会と言われるように、国民の貧富の差が大きく、それは豊岡市においても同じことが言えると思います。母子家庭や高齢者世帯など収入が少ない生活者はまだまだ多く、子供の貧困が深刻な問題となっております。消費税は導入されて以来、国民の暮らしを守ることにつながらず、格差はますます広がっているように思います。

今回、使用料を全面的に見直し、結果として使用料を上げることになったとありますけれども、我々は市民の暮らしに直結する消費税導入そのものにこれまでから一貫して反対をしてきました。今回の消費税にあわせて引き上げる、これに賛成することはできません。

以上、討論とします。

○委員長（伊藤 仁） ほかがございませんでしょうか。

嶋崎委員。

○委員（嶋崎 宏之） 今、105号議案ですね。105号議案につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

消費税が今、問題になっておりますけれども、これは国の制度によりまして、ことしの10月1日から8%から10%に上がったということで、これに対して、使用料、利用料がこれに伴ってそれ相当の値上げになるということはやむを得ないことであると思います。前回、5%から8%になったときには見送ったということですが、これずっと見送っていると、だんだん大変になり、しかも、財政もそんなに健全というか、危機感が募っております、脆弱な体質です。こういったものはやっぱり原価のうちに入ると思いますので、消費税を転嫁してやっていくということは非常にやむを得ないことであると思います。

以上、賛成の立場で討論といたします。

○委員長（伊藤 仁） ほかがございませんか。

賛成、反対の意見がありますので、挙手により採決いたします。

第105号議案は、原案のとおり可決すべきこと

に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（伊藤 仁） 賛成多数により、第105号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第106号議案について、討論はありませんか。

奥村副委員長。

○委員（奥村 忠俊） 先ほどの105号議案で述べました、同じ理由で反対します。以上です。

○委員長（伊藤 仁） ほか討論はございませんか。

○委員長（伊藤 仁） 嶋崎委員。

○委員（嶋崎 宏之） 先ほど105号議案で述べましたとおり、これに対しても賛成討論といたします。

○委員長（伊藤 仁） ほかがございませんでしょうか。

討論を打ち切ります。

賛成、反対の意見がありますので、挙手により採決いたします。

第106号議案は、原案のとおり可決すべきことに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（伊藤 仁） 賛成多数により、第106号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第130号議案について、討論はありませんか。

奥村副委員長。

○委員（奥村 忠俊） 先ほど105号並びに106号で述べました理由と同じ理由で反対いたします。以上です。

○委員長（伊藤 仁） ほかにございませんか。

嶋崎委員。

○委員（嶋崎 宏之） 130号議案につきましても、105号、106号で述べましたとおりの理由で賛成討論といたします。

○委員長（伊藤 仁） ほか討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） 討論を打ち切ります。

賛成、反対の意見がありますので、挙手により採決をいたします。

第130号議案は、原案のとおり可決すべきことに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（伊藤 仁） 賛成多数により、第130号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第144号議案、豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

土生田政策調整部次長兼公共施設マネジメント推進室長、お願いします。

○政策調整部次長（土生田 哉） 議案書の255ページをお開きいただきたいと思います。144号議案、豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、財務省令に基づきます耐用年数等を経過した施設につきまして、地元地区に無償譲渡するため、この条例から削除しようとするものでございます。

257ページの条例案要綱をお開きいただきたいと思います。こちらに、今回削除しようとしております16施設、こちらを廃止するという形で記載をいたしております。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行するとしております。

委員お手元の、別冊ファイルをごらんいただきたいと思います。こちらに令和元年12月議会提出予定議案、こちらの冊子が入っているかと思っております。資料ファイルのほうにあるかと思っております。こちらの47ページをお開きいただきたいと思います。こちらのほうに、今回、地元へ譲与をいたします、廃止をする施設の一覧表を掲げております。この資料の4列目のところには、譲渡先としてそれぞれの行政区を掲げております。それぞれの施設がつけられた経緯等を記載しております。それから、

右側から2つ目のところにございます建設財源、ここに傍線を引いておりますものが、財務省令に基づき、耐用年数を経過したもの。それから、国県補助金等の名称を書いてございます、こちらが国県の承認を受けたもの。それから、起債というふうに記載しておりますのは、こちらはそれぞれの起債の償還が終わりましたものを今回、期限を早めて制度改正を行い、地元譲与を早めたという、その説明のためにこちらのほうに記載をいたしております。

それから、48ページでございます。委員それぞれが施設の場所等がわかるようにということで、位置図をつけております。2016年策定をいたしました公共施設再編計画当時の図面を活用して、今回、こちらにそれぞれの施設所在地をつけておりますので、ご清覧をいただきたいと思います。

説明は以上です。

○委員長（伊藤 仁） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

足田委員。

○委員（足田 仁司） 無償で地元へ譲渡ということだと思うんですけど、無償で譲渡ということは、これから先は維持管理に係る経費は地元で負担するということだと思います。それはそれで仕方がないんですけど、譲渡するときの条件いうんですかね、例えばふぐあいな部分だとか、かなり傷みが、損傷が激しいところとか、そういうところはちゃんと修理修繕して良好な状態での譲渡になるんでしょうか。

○委員長（伊藤 仁） 答弁願います。

○政策調整部次長（土生田 哉） 施設につきましては、全て現状有姿のまま、今のあり姿のままお渡しをするということで、市有名義になっておりますけれども、建設当時のいきさつから、市の名義として設置した、実態としては、区の所有施設であるというご認識のもとで、現状有姿のまま譲渡するとしております。

なお、譲渡条件といたしましては、引き続き10年間、現在の目的のまま使っていただくというふうな条件を付しております。以上です。

○委員長（伊藤 仁） 足田委員、よろしいか。

足田委員。

○委員（足田 仁司） 同じ質問になりますけど、先ほど尋ねた傷みがひどいところとか、そういった箇所は基本的にない状態での譲渡ということになるのかどうか。

○委員長（伊藤 仁） 答弁願います。

○政策調整部次長（土生田 哉） 市のほうが譲渡に際して修繕を施すということは考えていたしていません。現状のままの施設をそのままお渡しをするというものでございます。以上です。

○委員（足田 仁司） 了解です。

○委員長（伊藤 仁） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） 討論を打ち切ります。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） ご異議なしと認めます。よって、第144号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第145号議案、豊岡市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

小川人事課参事。

○人事課参事（小川 琢郎） それでは、261ページをごらんください。第145号議案、豊岡市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例制定、これについてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の改正によりまして、同法の欠格条項を定める規定から、成年被後見人、それから被保佐人、これが削除されたことによりまして、本条例で引用する号番号、これにずれが生じております。この改正を行うものでございます。

施行期日については、公布の日としております。

以上でございます。

○委員長（伊藤 仁） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

嶋崎委員。

○委員（嶋崎 宏之） ちょっと1点だけお聞かせをいただきたいと思いますが、この豊岡市職員の分限に関する条例ということなんですけれども、よく毎回議会でも専決が出ております職員の交通事故に関して、何回も言ったらおかしいけども、結構何回も重複してやられとるというふうな何かそういった傾向が見られるんじゃないかなと思ってるんですけども、これ分限条例ではどういうふうに、何回も、何回も言ったらおかしいな、交通事故が所管としていうんか、分限条例上ではどういうふうな取り扱いになってるんかな。

○委員長（伊藤 仁） 答弁願います。

○人事課参事（小川 琢郎） 今言っていた部分につきましては、職員の非違行為に該当するような交通事故ですとか、そういう場合の場合は懲戒の処分に該当する部分でございます。今回提案しております部分は分限といいまして、職員の能力、これが適正でない、満たされていないというようなときに処分を行うものですので、休職ですとか、免職、分限免職ということもありますけども、そういう場合ですと、今回の事故に関しては、この条例での適用はないということです。

○委員長（伊藤 仁） 嶋崎委員。

○委員（嶋崎 宏之） その分限に関しては、わかりました。ただ、本当に市の負担割合が10割というのが何か最近、特によく目立つんで、その辺、本当にもうしっかりと綱紀粛正していただいて、事故は起こそうと思って起こるもんじゃないんで、その辺はわかるんですけども、その辺ちょっと気を引き締めていただきますようによろしくお願いします。

○委員長（伊藤 仁） ほかがございませんでしょうか。

質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） 討論を打ち切ります。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定をしてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） ご異議なしと認めます。よって、第145号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第163号議案及び第164号議案、豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてほか1件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

小川人事課参事。

○人事課参事（小川 琢郎） それでは、議案目録追加分の2ページをごらんください。まず、第163号議案、豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、人事院勧告に準じまして、職員の給料月額、それから住居手当の額、勤勉手当の支給割合等を改正しようとするものでございます。

国におきましては、この勧告内容に基づく関係法案が第200回国会に提出されまして、去る11月15日に可決成立しており、同月22日に公布をされております。本市におきまして、これまでから人事院勧告に準じた形で給与改定等を実施してきておりますので、今回も同様の格好で所要の改正を行おうとするものでございます。

ここでちょっと人事院勧告の概要を申し上げますけれども、本年の人事院勧告は月例給、ボーナスともに2014年度、平成26年度から5年連続の引き上げ勧告となっております。その主な内容ですが、まず、民間企業との格差、これが0.09%ございましたので、これを是正するために、初任給を大卒で1,500円、高卒で2,000円引き上げるとのこと。それから、給料月額を平均で1%引き上げるとのことです。それから、期末勤勉手当を年間で0.05月引き上げるもの。それから、

住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引き上げる。それと、住居手当の上限を引き上げるというものでございます。

条例の内容を説明させていただきます。13ページをごらんください。豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案要綱、これによりご説明申し上げます。

まず、1の（1）アのところでございますけれども、地方公務員法の改正に伴いまして、期末手当を支給しない者を定める本条例、第29条ですけれども、ここに引用されております地方公務員法の条項が削除されております。その引用部分を削る改正を行っております。

それから、イのところでございますけれども、本年度12月期の勤勉手当、これの支給割合100分の92.5、月数に直しますと、0.925月分からこれを0.975月分に改めて、0.05月分引き上げようとするものでございます。

ウですけれども、行政職給料表、それから医師職給料表につきまして、給料月額の一部を引き上げようとするもので、改定後の給料月額につきましては、議案書3ページ、別表第1、行政職給料表と7ページの別表第2、医師職給料表のとおりでございます。

次に、1の（2）アのところでございますけれども、住居手当につきまして、手当の支給対象となる家賃額の下限を、これまで1万2,000円だったものを1万6,000円に引き上げるとのこと。それから、住居手当の支給限度額を2万7,000円から2万8,000円に引き上げる。こういう改正です。

イにつきましては、令和2年6月期以後の勤勉手当につきまして、支給月数を0.975月分から0.95月分に改めるということで、6月期と12月期の支給月数を同じ月数に改正するものでございます。

続きまして、1の（3）、（4）ですけれども、ここでは、豊岡市一般職の任期付職員、これについての給与条例の改正ですけれども、一般職の給与条例に準じた格好で給料月額の引き上げ等、所要の規定の

改正を行おうとするものでございます。ここでは、特定任期付職員に関する部分についての改正を行っております。

続きまして、附則です。附則では、施行期日等を定めております。まず、（２）のところですが、１の（１）ウと、それから１の（３）アですけども、ここでは給料表に係る改正規定について、平成３１年４月１日、ことしの４月からの適用としております。勤勉手当に係る改正については、１２月期の勤勉手当の基準日である令和元年１２月１日からの適用としております。

それから、（１）のほうに戻りまして、住居手当の改正規定、１の（２）と、それから１の（４）の部分ですけども、住居手当の改正規定と令和２年６月期以降の勤勉手当の改正規定、これについては、令和２年４月１日からの施行としております。これ以外にも、改正に関連して必要な経過措置等を定めております。

続きまして、３０ページをごらんください。第１６４号議案、豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案も、人事院勧告に準じて、市長等の期末手当の支給割合を改定しようとするものでございます。

内容を説明させていただきます。３２ページをごらんください。豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案要綱によりご説明させていただきます。

まず、１の（１）ですけども、本年度１２月期の市長等の期末手当について、支給月数を２．２２５月分から２．２７５月分として０．０５月分引き上げようとするものでございます。

次に、１の（２）につきましては、令和２年６月期以降の期末手当につきまして、支給月数を２．２７５月分から２．２５月分に改めようとするものでございます。

なお、市議会議員の皆さんの期末手当につきましては、豊岡市議会の議員報酬等に関する条例、この規定によりまして支給されるわけですけども、市長

等の例によるということになっております。

続きまして、附則です。２の（１）、（２）ですけども、施行期日等を定めるものでございまして、期末手当に関する規定の改正ですので、１２月期の期末手当については支給基準日の１２月１日からの適用、それから、令和２年度以降の期末手当につきましては、令和２年４月１日からの施行とするものでございます。

以上が条例の改正に関する説明です。

済みません、それから、先ほど説明しました人事院勧告、５年連続の引き上げというふうに言いまして、６年連続の誤りでしたので、訂正をさせていただきます。

○委員長（伊藤 仁） 説明をいただきました。

何か質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） お諮りします。いずれも原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） ご異議なしと認めます。よって、第１６３号議案及び第１６４号議案は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、ちょっと休憩を挟みます。再開は１０時３５分、この時計で１０時３５分をお願いします。

午前１０時２６分 委員会休憩

午前１０時３４分 分科会開会

○分科会長（伊藤 仁） おそろいになりましたので、ただいまから分科会を開会いたします。

これより３、協議事項、（１）付託・分担案件の審査について、イ、分科会審査に入ります。

まず、第１５４号議案、令和元年度豊岡市一般会計補正予算（第４号）を議題といたします。

第１５４号議案中、当分科会に審査を付託されま

したのは、所管事項に係る歳入歳出予算補正、債務負担行為補正及び地方債補正についてであります。

当局の説明は、まず財政課から概要説明を、次に人事課から全体の人件費について説明を、その後、組織順で各担当課から歳出及び歳入等を一気に説明をお願いします。

それでは、順次お願いをいたします。

畑中財政課長。

○財政課長（畑中 聖史） それでは、冊子ナンバー2になろうかと思います。297ページをお開きください。第154号議案、令和元年度一般会計補正予算（第4号）でございます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ3億7,897万5,000円を追加し、歳入歳出総額を476億1,513万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、順次担当課からご説明をさせていただきます。私からは以上です。

○分科会長（伊藤 仁） はい、どうぞ。

○人事課長（山本 尚敏） 私のほうから、人件費につきましてご説明いたします。説明につきましては、人件費を本日お配りしております右肩に154と記載された資料にまとめておりますので、それに基づきまして説明をいたします。

まず、報酬でございます。66万3,000円の増額としております。これにつきましては、最低賃金のアップに伴いまして、宿日直職員の報酬単価を見直した関係、それとか、嘱託職員の2名の増員、それから、嘱託職員の配置の状況に基づきまして精査をしたことに基づきまして、まとめておるところでございます。

それから、次に給料ですけども、152万3,000円の減額ということにしております。これにつきましては、一般会計と特別会計の間での人事異動の反映だったり、それから、部分休業をとる職員が発生、それから、育児休業の関係につきまして、育児休業を取得した分に係る減額、それから、予定の育児休業を早目に切り上げて、早く復帰した職員もございましたので、その分の増額、こういった増減

も含めまして精査をしたところでございます。

それから、次に、手当でございます。主なものには、時間外勤務手当の増額ということでございます。それ以外には、扶養手当、住居手当、通勤手当等の随時の異動を反映しております。それから、給料もそうですけども、会計間の職員の人事異動等、これらを反映したものでございます。

次に、共済費12万8,000円の減額としております。これについては、人事異動の反映、それから、育児休業の関係での調整といったところでございます。

次に、賃金ですけども、392万2,000円の増額としております。これにつきましては、育児休業に入る職員の裏づけとして、その補充として臨時職員を新たに採用したり、それから、市民課におきましては、マイナンバーカードの発行の対応で1名増員ということをしております関係で増額ということにしております。

それから、次に、負担金でございます。14万7,000円の減額ということにしております。これも人事異動の反映の部分、それから、一部休業での増減の部分ということでの調整を図っております。合わせまして745万5,000円の増額をお願いするものでございます。

人件費につきましては以上でございます。

○分科会長（伊藤 仁） 畑中財政課長。

○財政課長（畑中 聖史） それでは、財政課分についてご説明させていただきます。

315ページ、316ページをお開きください。まず、316ページの上から2段目になりますが、財政管理費51万7,000円です。これは、会計年度任用職員制度の導入によりまして、財務会計システムの改修が必要になりますもので、それに係るシステムの改修費用ということでございます。

その下の段、一番上に土地管理費がございますが、このうち、業務委託料の市有地測量業務の231万3,000円が財政課所管分でございます。未利用土地の売却に向けて測量等を行うものでございます。

同じ四角の中の一番下に財産管理費の１００万円、修繕料を上げております。これは、指定管理施設の緊急対応を行うための修繕料を増額するものでございます。

ページちょっと飛びますけれども、３４３ページ、３４４ページをごらんいただきたいと思います。１２款になりますけれども、公債費でございます。３４４ページの公債費の市債元金でございますけれども、２，２５２万６，０００円ございますが、このうち２，１８５万７，０００円、２１８５７がバイオマス事業に係ります国県補助金の返納に伴う繰り上げ償還分ということになっております。その差額が６６万９，０００円あるんですけれども、これは、前年度の市債発行額の確定による減額、利率見直しによる償還元金の増額分ということになっております。

その下の四角ですけれども、市債利子でございます。マイナスの２，０２７万１，０００円となっておりますが、これにつきましては、前年度の市債発行額の確定による減額、それと、利率見直しによる償還利子の減額ということになります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきたいと思います。大分戻っていただきまして、３１１ページ、３１２ページをお開きいただきたいと思います。３１１ページ、３１２ページでございます。一番上段にありますのが繰入金、１９款繰入金ですが、３１２ページの１段目、財政調整基金の繰入額を１億円減額しております。これによりまして、当初予算編成時、財源不足の収支調整といたしまして１６億円の繰り入れを予算計上しておりましたが、この１億円を考慮しますと、１３億１，５００万円繰り入れするという予算に、補正後はそういった予算になるというものでございます。

その下の市債管理基金からの繰り入れですけれども、先ほど申し上げましたバイオマス事業に係る繰り上げ償還に充当するために市債管理基金を繰り入れるものでございます。

その下段の前年度繰越金でございます。２億２，９００万円を計上しておりますけれども、これによ

りまして、補正後の前年度繰越金は約５，６００万円まだ留保してるという形になっている状況でございます。

財政課からの説明は以上でございます。

○分科会長（伊藤 仁） 原田防災課長。

○防災課長（原田 泰三） ３３７ページをお願いいたします。９、消防費のうち、２の非常備消防費と３の消防施設費というのが関係してございます。

続きまして、３３８ページになります。こちらのほうで説明させていただきます。一番下から２番目の項目でございますが、人件費という項目がございます。災害補償費というのがあります。これにつきましては、豊岡と日高の消防団員さんが消防活動中にけがをされて、その療養補償費を負担するというものでございます。ともにちょっとこけたりとか、水路に落ちたということだけでけがをされて、もう既に完治をされているというものでございます。これにつきましては、消防団の公務災害補償等共済基金に掛金を掛けてまして、そこからバックされることになります。

次に、その下のところに非常備消防事業費がございますが、これにつきましては、消防ポンプ自動車、それから、小型動力ポンプを購入しまして、その入札残を精算するものでございます。日高の団旗についても入札残がございます。合わせた金額が精算されたというものでございます。

それから、その下の消火栓管理費というのがございます。これにつきましては、訓練や火災で使用する消火栓を使って行う消火用水等に係る原価相当分を水道の会計のほうに負担金として支払うものでして、前年度の使用実績に基づいて今回精算するもので、１２万２，０００円増額となっているというものでございます。こちらが歳出でございます。

続きまして、歳入なんですけれども、３１１ページをお開きください。この中の一番下のほうに、真ん中辺ですね、諸収入の雑入ですとか、２２の市債の消防債というのがございますが、こちらにつきましては、先ほど申し上げました雑入につきましては、

消防団の公務災害補償等共済基金から交付金として入ってくる分の12万4,000円ということになりますし、一番下段の消防債につきましては、こちらのポンプ自動車等の購入の緊急防災・減災事業債を活用しておりまして、そちらに係る補正というものでございます。

防災課からは以上でございます。

○分科会長（伊藤 仁） 続きまして、上田総務部次長兼ワークイノベーション推進室長。

○総務部次長（上田 篤） まず歳出です。316ページをお開きください。中ほど下に、キャリアデザイン推進事業費で105万3,000円の増額補正でございます。これは、2020年4月、来年4月の採用内定者に対する研修でございまして、初めての試みということでございます。これは、キャリアデザインアクションプランを進める中で、若手職員の社会人基礎力というものの重要性というか、大切さというのがわかりまして、これを今回初めて実施しようとするものでございます。105万3,000円の内訳としましては、その参加者の交通費、宿泊費等で55万3,000円、それと、業務委託料ということで、専門のコンサルタントへの委託料で50万円でございます。

続きまして、318ページをお開きください。中ほどの、ジェンダーギャップ対策事業費でございます。これは、206万円の減額補正でございます。これは、来年度にジェンダーギャップ解消戦略を策定予定でございまして、それに向けて市民向け等にアンケート調査を実施するということで予定しておったんですが、これ2017年の男女共同参画プランの際に実施しましたデータですとか、去年、慶應義塾大学と共同研究した際のデータ等を活用して、それらのデータを補完するキーパーソンへのヒアリング調査、10名に実施したということで準備ができましたので、それに伴う減額でございます。

続きまして、歳入でございます。308ページをお開きください。国庫補助金で、中ほど下のほうにあります地方創生推進交付金でございます。これは、先ほどご説明しましたジェンダーギャップ対策事

業費の206万円の歳出の減額の2分の1の103万円、この644万6,000円のうち、103万円がジェンダーギャップ対策事業費関連でございます。

続きまして、債務負担でございます。301ページをござんください。301ページです。中ほどにキャリアデザイン推進事業ということで、令和2年度で限度額が763万1,000円、これは、ことし1月に策定しましたキャリアデザインアクションプランに基づき市職員の研修を行ってんですが、新年度に課長級などを対象としましたマネジメントスキル装着研修など7種の研修の実施に伴う業務委託料とアドバイザー料と職員意識調査でございまして、763万1,000円でございます。

その2つ下です。（仮称）豊岡市ジェンダーギャップ解消戦略策定事業でございます。これは、令和2年度で505万円を計上いたしております。これは、先ほどご説明しました2020年度、次年度に策定予定のこの戦略に係る策定委員会を来年4月早々に設置して、来年9月末にはこの戦略を策定したいということで、そのために今年度から準備を進めていく必要がございますので、戦略策定の業務委託料と委員会の委員報償費で505万円を計上いたしております。

以上でございます。

○分科会長（伊藤 仁） 続きまして、中奥情報推進課長。

○情報推進課長（中奥 実） 議案書315ページ、316ページをござんください。一番下になります。情報管理費です。行政情報化推進事業の業務委託料、こちらについては、統合型GISのシステム開発業務になります。

1ページめくっていただきまして、318ページにありますシステム開発業務、事業用備品、この分については、事務用のパソコンの更新費になりますけれども、それぞれ額の確定により減額いたしております。

以上です。

○分科会長（伊藤 仁） 続きまして、安達税務課

長。

○税務課長（安達 央） 引き続き、317ページ、318ページをお願いします。2つ目の還付金及び返納金の800万円です。これは、平成30年度以前に決算くくりました市税に変更が生じた場合、お返しさせていただく必要があるために設けているところでございます。ことしは例年に比べ、法人市民税ですけども、多く修正申告が出たりしまして、所要額が予算額を上回る見込みになりましたので、変更させていただくものでございます。金額につきましては、過去数年間の状況を勘案しまして、800万円とさせていただいております。

税務課は以上です。

○分科会長（伊藤 仁） 続きまして、中地消防本部総務課参事。

○消防総務課参事（中地 修） 338ページをごらんください。下表をごらんください。6行目の職員研修費につきましては、兵庫県消防学校入校に係る必要経費の確定に伴い、特別旅費、消耗品費、負担金を減額するものでございます。

続きまして、消防活動事業費につきましては、ことしの6月28、29日に大阪で開催されましたG20大阪サミット消防特別警戒の事業費確定に伴いまして、普通旅費、燃料費、通行料、駐車料を減額するものでございます。

続きまして、312ページをごらんください。上から3つ目の表をごらんください。2行目の補助金・交付金、消防特別警戒負担金につきましては、先ほど消防活動事業費でご説明いたしましたG20大阪サミット消防特別警戒の事業費確定に伴い、減額するものでございます。

以上でございます。

○分科会長（伊藤 仁） 続きまして、宮岡選管・監査事務局長。お願いします。

○選管・監査事務局長（宮岡 浩由） それでは、319ページ、320ページをごらんいただきたいと思います。こちらの県議会議員選挙費についてご説明を申し上げます。

兵庫県議会議員選挙は平成31年3月29日に

告示、同年4月7日に投開票が予定されていたものですが、結果的には無投票となりました。このため、選挙執行に向けて準備を要しました経費を除き、不用額を減額いたします。

まず、人件費といたしましての非常勤職員報酬ですが、選挙は執行されなかったため、選挙立会人、期日前を含む投票管理人、投票立会人への報酬が不用となりました。これが338万8,000円、これを減額いたしております。また、事務補助員への人夫賃57万6,000円を初めといたしまして、投開票事務従事者等への報償金1,284万5,000円、賄い料としての食糧費130万8,000円、投開票所の借り上げ費用48万6,000円など、選挙費用総額で1,810万9,000円を減額いたしております。

なお、このほかに人事課所管の臨時職員に係る人件費及び時間外勤務手当の予算残額176万3,000円も減額していただいておりますので、兵庫県議会議員選挙費といたしましては総額2,326万円の減額となります。

続きまして、歳入でございますが、309ページ、310ページをお開きください。310ページの総務費委託金のうち、選挙費委託金についてご説明を申し上げます。

兵庫県議会議員選挙事務費として兵庫県から交付されたものが306万2,000円ございました。当初の予算計上額が2,632万2,000円でございますので、差額分2,326万円を減額するものでございます。先ほどの歳出と同額の減額となっております。

選管・監査事務局は以上でございます。

○分科会長（伊藤 仁） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

岡本委員。

○委員（岡本 昭治） ちょっと確認だけさせていただきます。

316ページ、企画費の右のほうの委託料ですね。その中のキャリアデザイン推進事業費で、この数字はわかるんですけども、これ2020年採用内定者

ってここに書いてありますけど、現状、男女何名ずつ採用内定されるんでしょうか。

○分科会長（伊藤 仁） 答弁願います。

よろしいですか。答えられますか。

○人事課参事（小川 琢郎） ちょっと資料持ってきておりませんので、確認して報告させていただきます。

○分科会長（伊藤 仁） じゃあ、後ほどでもいいですかね。

○委員（岡本 昭治） いいです、いいです。

○分科会長（伊藤 仁） どうぞ、岡本委員。

○委員（岡本 昭治） 312ページです。諸収入、雑入の補助金・交付金の中で消防特別警戒負担金、これG20ってということなんですけども、これどういう仕組みで返ってきたとか、出したとか、どういうふうになるわけですか、ちょっと教えていただきたいなど。

○分科会長（伊藤 仁） 答弁願います。

○消防総務課参事（中地 修） 最初に大まかな金額のほうを国のほうに予算要求をしまして、それが結果、終わって、不必要だった燃料費ですとか通行料ですとかが余りましたので、その分を返金したという形になります。以上です。

○分科会長（伊藤 仁） 岡本委員。

○委員（岡本 昭治） ちょっと知識が乏しいので、G20と豊岡市の消防というのがどういうかわりを持ってるかなというのがちょっと知っておきたいなと思ったんですけど。

○分科会長（伊藤 仁） 答弁願います。

はい、どうぞ。

○豊岡消防署長（吉谷 洋司） 先ほどの質問なんですけど、この6月に行われましたG20、それにつきまして、国のほうから消防特別警戒の要請がありまして、全国34都府県の消防が大阪に集まりまして、豊岡市からもその警戒ということで出動しております。その関係で国のほうから交付金措置がされるということで、先ほど説明しましたように、事前に予算を組んで、全てそれが国の歳費で払われるということで、計上させてもらった結果でございます。

以上でございます。

○委員（岡本 昭治） わかりました。ありがとうございます。

○分科会長（伊藤 仁） ちなみにですけれども、何名ぐらい応援に行かれたんですか。

はい。

○豊岡消防署長（吉谷 洋司） 豊岡市からは4名ずつの2隊で、消防車1隊と広報車1隊で24日から30日までの間、24時間、7日間警戒できるように派遣しております。以上でございます。

○分科会長（伊藤 仁） ありがとうございます。

ほかございませんでしょうか。

質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（伊藤 仁） 討論を打ち切ります。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（伊藤 仁） ご異議なしと認めます。

よって、第154号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第165号議案、令和元年度豊岡市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

第165号議案中、当分科会に審査を分担されましたのは、所管事項に係る歳入歳出予算補正についてであります。

当局の説明は、まず財政課から概要説明を、次に、人事課から全体の人件費について説明を願います。それでは、順次説明を願います。

畑中財政課長。

○財政課長（畑中 聖史） 追加分の議案をごらんいただきたいと思います。35ページでございます。第165号議案、令和元年度豊岡市一般会計補正予算（第5号）でございます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ2,287万3,000円を追加し、歳入歳出総額を476億3,800万7,000円とするものでございます。

当委員会の歳出ですが、先ほど委員長のほうからありましたように、人件費のみということになりまして、この後、人事課のほうから説明をさせていただきますが、財政課所管分についてご説明をさせていただきます。

財政課所管分につきましては歳入のみでございまして、議案書の43ページ、44ページをお願いいたします。今回の補正に必要な一般財源が2,287万3,000円ですけれども、全額前年度繰越金で措置いたしております。これによりまして、先ほど申しましたけれども、繰越金の残額ですが、先ほど約5,600万円と申し上げましたが、この補正後で約3,300万円余りということになることになります。

財政課からの説明は以上でございます。

○分科会長（伊藤 仁） 続きまして、山本人事課長。

○人事課長（山本 尚敏） 人件費につきましては、本日お配りしております資料、右肩に165と記載された資料でございます。これにまとめておりますので、それに基づきまして説明をさせていただきます。

今回、一般会計で合計2,166万円の増額としております。内訳としましては、まず、給料月額を引き上げです。若年層のみの引き上げの改定ということになっております。給料月額平均で0.1%の引き上げに伴う増額分が366万3,000円ということで、実際に増額になる職員というのが267名という状況でございます。

次に、手当でございます。期末勤勉手当は年間0.05月分の引き上げということで、その部分の増額分で1,470万8,000円ということでしております。市長等の特別職の期末手当で16万7,000円、議員の期末手当で50万3,000円、一般職員の期末手当で78万2,000円と。それから、0.05月分の上乗せというのは勤勉手当に上乗せということになりますので、その部分での上乗せが1,325万6,000円と、合わせて1,470万8,000円ということでございます。

次に、共済費でございます。これらの給料等の改定によりまして、その影響を受けまして、市町村共済、学校共済、これらの増額分が269万8,000円ということでございます。

それから、負担金でございますけれども、これらも給料、手当の増額の影響を受けまして、退職手当組合の負担金、互助会の負担金ということで、増額で59万1,000円の増額ということで、全体で2,166万円の増額ということでしております。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。以上です。

○分科会長（伊藤 仁） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（伊藤 仁） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（伊藤 仁） 討論を打ち切ります。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（伊藤 仁） ご異議なしと認めます。

よって、第165号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で委員会に付託及び分科会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

ここで委員の皆さん、当局の皆さんから何かありましたら、ご発言ください。

はい、どうぞ。

○消防長（松岡 勇人） 1点修正をさせていただきます。

先ほど、154号議案の4号補正で説明をいたしました312ページの中段、諸収入のところで、G20に係る消防特別警戒の負担金の減額補正のご説明をさせていただきました。これ返金というような説明をさせていただきましたが、事業費の確定に伴う国からの交付額が減額するものです。おわびして訂正をいたします。よろしくお願いいたします。

○分科会長（伊藤 仁） ほか何かありませんか。

ないようですので、なお、ご案内のとおり、本日

午後6時30分からアールベルアンジェにて当委員会の懇親会を開催いたします。バスは、午後6時10分に市役所本庁舎北駐車場北側道路にとまっております、6時10分に出発をいたします。案内文とは異なっていますが、ご注意ください。

なお、乗車の確認はしませんので、時間が来れば出発をするということになりますので、各自でのご集合をお願いいたします。

この機会に顔と名前を覚えたいと思いますので、当局の皆さんは必ず名札を着用して参加をよろしく願いをいたします。

それでは、政策調整部参事以外の当局職員はここで退席していただいて結構ですので、大変お疲れさまでした。

それでは、分科会を休憩いたします。再開は11時15分にします。

午前11時08分 分科会休憩

午前11時11分 委員会再開

○委員長（伊藤 仁） 会議を再開いたします。

これより議事順序を変更し、4、報告事項、（1）第4次行財政改革大綱案についてに入ります。

第4次行財政改革大綱案については、既にパブリックコメントを終えております。本日は、その結果と今後のスケジュールについての報告とのことです。お聞き取りください。説明をお願いします。

正木政策調整部参事。

○政策調整部参事（正木 一郎） 第4次行財政改革につきましてご説明をさせていただきます。

まず、本定例会におきましても、一般質問等でたくさんのご質問、またご意見等いただきまして大変ありがとうございます。本日は、先ほど委員長からございましたとおり、行財政改革委員会から答申をいただきました大綱案に関しましてパブリックコメントを実施いたしまして、1件意見が寄せられています。その内容につきましてご報告をさせていただきますことと、今後の市としての正式に決定をしまひります手順につきましてご説明をさせていただきたいと思ひます。詳細につきましては、課

長のほうから説明をさせていただきます。

○委員長（伊藤 仁） 井上政策調整課長。

○政策調整課長（井上 靖彦） それでは、お手元の資料をごらんください。まず、パブリックコメントでございますが、意見の募集は11月1日から11月15日まで行っておりまして、意見をお一人の方からいただいております。

2の意見の概要と意見に対する考え方、回答でございます。左側に内容、右側に市の考え方を書いております。お一人の方から5つの項目についてご意見をいただいておりますので、それに対応する形で市の考え方をまとめております。内容ですが、財政が厳しいことは十分理解できます。相当な大なたを振るって、切っていかないといけないでしょう、というご意見です。

まず1つ目です。「市民会館は必要か。成人式の心配がされますが、但馬ドームの活用、2部に分けるなど、幾らでも対応できる」。これにつきまして、右側でございます。「①新たな文化会館は、人、地域、世代をつなぐ文化芸術交流拠点として必要な施設と考えています。豊岡市民会館と出石文化会館のホール機能を統合して施設の総量を縮減するとともに、市の将来人口の減少を見据えた適正規模で整備しようとするものです」と回答しております。

左側、移りまして、②でございます。「振興局は必要か。窓口業務のみに特化して出張所とすれば、経費は相当変わってくる」。右側、②でございます。

「振興局は、地域防災の拠点として、また地域課題の解決や地域に根差した主要事業の予算執行、進捗管理が速やかに実施できるよう設置しております。振興局を含む組織のあり方については、市の基本構想や重点的な戦略を踏まえる中で毎年度見直しを行っており、第4次行財政改革大綱案、以下大綱案と申しますが、その手段にも効率的、効果的な組織構築が上がっています」。

2ページ、裏面をごらんください。左側、③でございます。「業務の簡略化。1枚の書類に市長、副市長、部長、参事、課長、課長補佐、参事、係長、主査など、決裁印が多過ぎる。簡略化すれば、役職

を減らすことができるのでは」ということでございます。右側、③でございます。「業務の簡略化については、大綱案の取り組み内容に事務改善が上がっており、引き続き取り組んでいきます。なお、決裁印については、役職に応じて決裁権を設定し、合理的かつ能率的に処理をしております」。

左側、④でございます。「やはりまずは、みずからの身を削る努力を。財政難を理由に、新たな財源を求めて業界、市民、消費者に負担を求めるのは順序が違う」。右側、④でございます。「大綱案では、人件費削減手法の検討、定員管理計画の見直しの検討が取り組み内容に上がっています。合併以降、職員数、人件費総額ともに約2割減らしながら、増加する業務に対応してきていますが、現時点ではこれ以上の職員削減は行政サービスの提供に影響を及ぼすと考えています。一方で、業務の見直し、委託、AIやICTの活用等、業務執行の効率化などにより人件費削減に取り組んでいきます」。

最後、⑤でございます。「市施設の貸し出し。例えば議場、市役所の会議室を有料で貸し出す。特に議場や市長室の貸し出しは、MICE需要の掘り起こしにつながると考えられる」。このMICEというのは、下に注釈で入れておりますが、民間の企業等がこういった施設を使うことで、多くの集客や交流が見込まれるというようなことのようにございます。右側、⑤でございます。「現在、貸し出しを行っていない施設については、近くの貸し館施設の利用状況の需要の高まりに応じて有効活用を検討します。ただし、平日は業務での使用のため、休日にも現状ではセキュリティーなどの問題があり、市役所会議室の貸し出しは難しいと考えています。」と、このように回答させていただいて、ホームページのほうでも公表をさせていただいております。

続きまして、この後の手順でございます。大綱の策定につきましては、来週の12月19日木曜日の午後4時から、行財政改革推進本部会議を開催し、市としての最終決定を行いたいと考えております。翌日、20日に特別委員会、予算決算委員会が行われると伺っておりますので、この市として策定しま

した第4次行財政改革大綱について、市議会の皆様には20日に皆様のお手元に届きますようにレターボックスに入れさせていただきたいと考えております。このようなスケジュールで進めたいと考えております。

以上です。

○委員長（伊藤 仁） 説明は終わりました。

委員の皆さんから質問等があれば、お願いをいたします。

特にございませんでしょうか。

奥村副委員長。

○委員（奥村 忠俊） 1通だけで、あとはなかったんですね、こういうのは。

○委員長（伊藤 仁） 答弁願います。

○政策調整課長（井上 靖彦） 期間中、1通だけでございました。

○委員長（伊藤 仁） ほかがございませんか。

足田委員。

○委員（足田 仁司） 要望みたいなことになってきますけど、②の振興局をもっと簡素化せえっていうことに対して、こういう防災だとか、しっかり地域に根差した事業執行、予算執行やるということなんですが、実態としては、本庁の所管する大きな事業の内容とか進捗状況は情報が共有されてない。だから、振興局に尋ねても、その工事のことは全然わかりませんと、そういう反応は結構多いもので、果たしてそういうここに書いてあるような実態になってるかどうか。せめて、例えば出石なら出石地域で行われてる本庁が所管してる大きな事業でも、その内容と進捗状況は逐一振興局と情報として共有できるようにしてほしいんですよ。だから、区長さんもそういうことを尋ねにいても、いや、それわからへんから、本庁で聞いてくれというて帰されちゃうケースが結構多いように聞きますので、ぜひ、こんな時代なんで、せめて予算は持てなくても、情報の共有ということをしっかりやってほしいと思います。

○委員長（伊藤 仁） どうですか。答弁願います。

○政策調整部参事（正木 一郎） 今の件は、第4次

行革ということよりも、それ以前の問題としても以前から指摘されてることでございます。まだまだ徹底できてない部分もあるかなというふうに思っておりますので、再度徹底させていきたいと思っております。以上です。

○委員長（伊藤 仁） ほかがございませんか。

嶋崎委員。

○委員（嶋崎 宏之） 1点だけ。12月中に策定されるということで、大綱が。それで、実際、動き出すのは2020年から2023年の4年間というふうなことになってるんだけど、これ議場でも一般質問でもちょっと触れたんだけど、とにかく非常に逼迫した財政危機なんで、もう速やかに実施できることはしてほしいというふうなことを言うたら、第3次行革からも、以前からも財政関係もうしっかり中心項目に入ってるんで、連続してやってるというふうなことをちょっと参事のほうからもちよっと聞いたことがあるんですけども、もうこの辺本当に連続して非常に大事な要素、持続ということは大事な要素なんだけど、それで、この行財政改革というふうに改めて財政入ってるんで、これ本当に真剣に一日でも早くもうしっかりとてこ入れをして、財政が健全化するような方向に、なかなか難しいと思うけれども、頑張っていたきたいと思えます。これはお願いします。何かあれば。

○委員長（伊藤 仁） 答弁願います。

○政策調整課長（井上 靖彦） 本当に財政が逼迫しておりますので、早く取りかかるところから取りかかっていこうと思っております。頑張っていきます。

○委員（嶋崎 宏之） よろしくをお願いします。

○委員長（伊藤 仁） ほかがございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） それでは、この程度にとどめたいというふうに思います。

当局の皆さん、退席していただいて結構です。大変ご苦労さまでした。

それでは、これより議事順序をもとに戻しまして、

3、協議事項、（2）意見・要望の取りまとめについて、委員会意見、要望の取りまとめに入ります。

当委員会に審査を付託されました案件の審査は終了いたしました。ここで、委員会意見、要望として委員長報告に付すべき内容について協議をしたいと思えます。

何かきょうの審議の中で思った意見等いただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

交通事故や何か、載せなくていいでしょうかね、注意を、注意喚起を。（発言する者あり）

暫時休憩をいたします。

午前11時26分 委員会休憩

午前11時30分 委員会再開

○委員長（伊藤 仁） 会議を再開いたします。

委員長報告に付すべき内容についてご協議をいただきたいと思えます。

嶋崎委員。

○委員（嶋崎 宏之） 専決第14号に関連して、城崎の湯島での保安林地内に自生していた樹木関係の事故で、これが今までにもやっぱり過去に3回ぐらいあるというふうなことから、やっぱりもうこの辺の管理を、ある部分的なところになるんで、特にこの場所に関しては管理をしっかりとやっていただいて、危険樹木があれば、早目に手を打つという、そういう体制をちょっと構築してもらいたいし、もちろん振興局もたまには町内見回って、特にこういったところ、あるいは最近ちょっと、ことしはちょっと聞いてないけども、熊の出没とかいうふうなこともあるんで、県の農林ともその辺相談をして、早急に善処していただきたいというふうに要望しておきます。

○委員長（伊藤 仁） じゃあ、保安林につきましては、ただいまご意見がありました。この件についての意見をつけるということは、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） その保安林だけでよろしいでしょうか。

岡本委員。

○委員（岡本 昭治） 交通の問題については、以前から事故をなくすようにということで要望も上げておりましたので、引き続き取り組んでいただきたいというのと、それぐらいですか。さっきのちょっと何かどういう表現をしていいのかわからないとがありますので、まず、そういうことです。

○委員長（伊藤 仁） ありがとうございます。安全運転を心がけるような指摘をしたいというふうに思います。

委員長報告につきましてですが、内容につきましては正副委員長に一任を願いたいと思いますが、ご異議ないでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） ご異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

ここで委員会を暫時休憩いたします。

午前 11 時 33 分 委員会休憩

午前 11 時 33 分 分科会再開

○分科会長（伊藤 仁） ただいまから分科会を再開いたします。

これより 3、協議事項、（2）意見・要望の取りまとめについて、イ、分科会意見・要望の取りまとめに入ります。

休憩前に分科会に審査を分担されていましたが案件の審査は終了しております。ここで、分科会意見・要望について、予算決算委員会に報告すべき内容について協議をしたいと思います。

報告すべき内容がありましたら、ご協議をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

午前 11 時 33 分 分科会休憩

午前 11 時 35 分 分科会再開

○分科会長（伊藤 仁） それでは、会議を再開いたします。

当分科会の意見についてでございますが、特にないようですので、意見はなしということで取りまと

めをさせていただきたいというふうに思います。

暫時休憩をいたします。

午前 11 時 36 分 分科会休憩

午前 11 時 38 分 分科会再開

○分科会長（伊藤 仁） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、予算決算委員会での分科会長報告についてですが、内容につきましては正副分科会長に一任をいただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（伊藤 仁） 異議なしと認め、そのように決定をします。

以上で分科会を閉会いたします。

午前 11 時 38 分 分科会閉会

午前 11 時 38 分 委員会再開

○委員長（伊藤 仁） 委員会を再開いたします。

これより 3、協議事項、（3）管外行政視察についてを議題といたします。

ア、日程ですが、管外視察の時期は何かと行事の多い時期でもありますので、他の行事との重複を避けるため、実施日程を協議したいと思います。

まず、事務局から 4 ページの管外行政視察研修日程検討資料について説明をいたします。

○事務局主幹（佐伯 勝巳） 資料の 4 ページをお開きください。管外行政視察研修日程検討資料令和 2 年（2020 年）といったものでございます。こちら令和 2 年の 4 月、5 月のカレンダーでございます。既に予定が入ってるものにつきましては、記載しております。例えば 4 月 8 日の入学式、4 月 10 日の議会運営委員会等々でございます。これらから視察に行けるタイミングとしましては、この網かけしております 4 月 22 日からの 3 日間、もしくは 5 月 12 日からの 4 日間のうちの 3 日間、この 2 つなのかと思っております。このあたりでご協議いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（伊藤 仁） ただいま事務局から、令和

2年4月、5月の日程について、現在予定されている行事等の説明がありました。管外視察の実施日程についてご協議をいただきたいと思います。

ご意見があれば、お聞かせください。

暫時休憩をいたします。

午前11時40分 委員会休憩

午前11時41分 委員会再開

○委員長（伊藤 仁） 会議を再開いたします。

それでは、5月12日から15日の間で考えたいというふうに思いますので、ご協力お願いを申し上げます。そのように決定をさせていただきます。

今後、不都合が起きない限り、この日程で実施したいと思いますので、委員の皆様の予定の確保をお願いいたします。

次に、視察内容についてですが、5、6ページにこれまでの管外視察実績一覧表を付していますが、視察内容や視察先についての協議をしたいと思います。

ご意見等があれば、お聞かせください。

暫時休憩をいたします。

午前11時42分 委員会休憩

午前11時45分 委員会再開

○委員長（伊藤 仁） 会議を再開いたします。

視察内容、行き先について何かご意見があれば、お聞かせください。

岡本委員。

○委員（岡本 昭治） テーマもたくさんあって、なかなか難しいところなんですけども、豊岡市のこれからの姿勢というか、やっていかにくちやいけない一番大きなテーマじゃないかなと思いますので、行財政改革についての先進地があるのかないかちょっとわかりませんが、取り組んでおられるところがあれば、そちらを視察させていただくということでご検討いただきたいと思います。

○委員長（伊藤 仁） ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

そうしますと、内容や行き先につきましては、今

後、選定をしていきたいというふうに思っております。今後、ご意見等がありましたら、正副委員長のほうへ申し出いただければというふうに思います。この件につきましては、この程度でとどめさせていただきます。正副委員長のほうで協議をして、進めたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

これより3、協議事項、（4）閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

まず、7ページにあります、先日の委員会で決定した委員会重点調査事項です。議長に対して、この委員会重点調査事項を閉会中の継続審査事項として申し出たいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） ご異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

これより4、その他に入ります。

まず、事務局から本日の懇親会について説明をいたします。

○事務局主幹（佐伯 勝巳） 資料8ページをお開きください。総務委員会懇親会出席者名簿でございます。委員会は総勢41名ですが、そのうち37名の出席でございます。司会進行は奥村副委員長で、伊藤委員長からご挨拶をいただきまして、乾杯は松岡消防長に頼んであります。嶋崎委員から中締めをお願いいたします。

続いて、9ページをお開きください。こちら総務委員会懇親会の席図でございます。このような丸テーブルを6個配置していきたいと思っております。委員の皆様には札を置いておきますので、その席にお座りいただいて、当局の職員はくじを引いていただくこととしております。場所は、アールベルアンジェでございます。国道から向かって右側のレストラン棟といいますか、中に階段とかある大きいほうではないほう、小さいほうでございます。中に喫煙室のあるほうでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（伊藤 仁） ただいま説明のとおり、本日午後6時30分からアールベルアンジェ豊岡で懇親会を開催します。バスは、先ほど言いましたけども、6時10分に市役所北駐車場北側を出発いたしますので、乗られる方、そして、乗られない方はおくれずに会場のほうにお越しください。

その他、委員の皆さんから何かあれば、お願いをいたします。

ないようですね。

以上をもちまして総務委員会を閉会したいと思います。大変お疲れさまでした。

午前11時49分 委員会閉会
